

## 定額減税しきれない人への給付金

# 令和7年度伯耆町価格高騰重点支援給付金 (不足額給付)のご案内

物価高騰による負担増を踏まえ、令和6年度に定額減税しきれないと見込まれる人に給付金(当初調整給付)<sup>(※)</sup>が支給されましたが、令和6年分所得額等の確定により、本来給付すべき額との差額が生じた人へ、不足額を追加で給付します。

(※)伯耆町では、令和6年8～10月に「令和6年度伯耆町価格高騰重点支援給付金(調整給付)」として支給

## 対象となる人

当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額(給付不足額)が生じた人

### 対象となる人の例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額(令和5年所得)」 > 「令和6年分所得税額(令和6年所得)」となった人
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額(当初給付時)」 < 「所得税分定額減税可能額(不足額給付時)」となった人

## 給付金の支給額

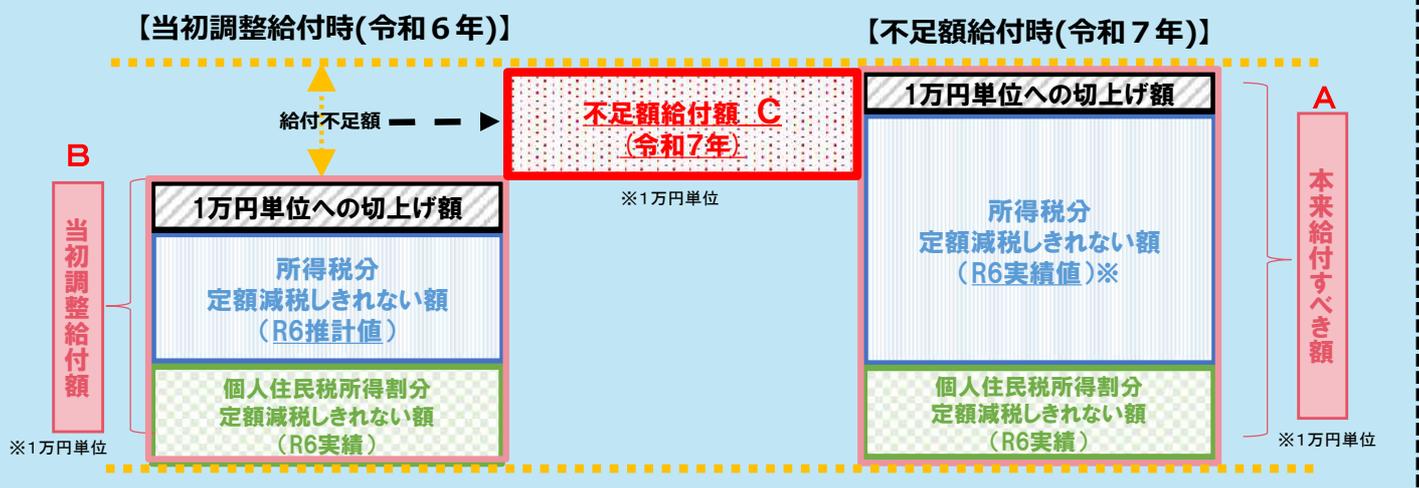
本来給付すべき額 A

当初調整給付額 B

=

不足額給付額 C

### 給付イメージ



※所得税分の定額減税しきれない額(控除不足額)は、令和7年度分個人住民税課税情報から国の算定ツールを用いて計算しているため、実際の控除不足額と異なる場合があります。

※注1：所得税・個人住民税ともに定額減税が引き切れている方、または合計所得金額1805万円超の方は、不足額給付(当初調整給付)の対象とはなりません。

※注2：「本来給付すべき額」(A)が「当初調整給付額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

# 給付金の支給手続き

当初調整給付の受給状況や公金受取口座（※）の登録の有無によって、支給手続きが異なります。

## 支給のお知らせ が届いた人

（当初調整給付を  
伯耆町で受給した人  
または公金受取口座を  
登録している人）

- 原則 **手続きは不要** です。
- 受け取りを辞退する場合や、口座を変更する場合のみ連絡してください。

### 給付金の支給時期

お知らせに記載した日に口座に振り込みます。

## 支給確認書 が届いた人

（上記以外の人）

- 給付金を受け取るには **手続きが必要** です。
- 確認書に記載された内容を確認し、必要事項を記入の上、**令和7年10月31日（金）までに確認書を返送**してください。



### 給付金の支給時期

町が**確認書を受理した日から1か月以内**に口座に振り込みます。

## ※公金受取口座登録制度とは？

国や自治体からの給付金などを受け取るための預貯金口座（公金受取口座）を、1人つき1口座、あらかじめ国（デジタル庁）に登録する制度です。  
マイナンバーカードを使ってマイナポータル等で登録することができます。

# 給付金を支給する市町村

不足額給付は、**令和7年度個人住民税を課税する市町村が支給**します。

（➡**当初調整給付は、令和6年度個人住民税を課税する市町村が支給**）

<令和6年1月2日以降に伯耆町へ転入された方へ>

転入等で当初調整給付を伯耆町で受給されていない方は、別に手続きが必要となる場合があります。  
対象と思われる方で、8月までに町から案内が届かない場合は、お問い合わせください。

## お問い合わせ

伯耆町役場 住民課（価格高騰重点支援給付金担当）

☎0859-68-5531 受付時間 平日8:30～17:15

(e-mail) [jyumin-k@houki-town.jp](mailto:jyumin-k@houki-town.jp)



定額減税や当初調整給付・不足額給付に関する

**「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取**にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話( #9110)にご連絡ください。